

(H27/12/18 群馬県健康福祉部障害政策課)

手話言語条例の施行に伴う県の取組

1 群馬県手話言語条例

- 平成27年4月1日 施行
- 都道府県としては全国で3番目の条例制定
- 条例の目的

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。

○条例の基本理念

第三条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

○県の責務

第四条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

2 平成27年度中の取り組み

○手話言語条例施行に関する打合せ

期日 平成27年7月1日(水)
 場所 群馬県社会福祉総合センター
 内容 (1) 今後の方針について

- ・ 条例リーフレットの作成・配布(ぐんまちゃんを活用したもの)
- ・ 団体との今後の施策について検討(意見交換)

(2) 群馬県手話施策推進協議会(仮称)について

出席者 (一社)群馬県聴覚障害者連盟、群馬県認定手話通訳者協会、群馬県手話通訳問題研究会、群馬県手話サークル連絡会、群馬県(特別支援教育室、聴覚障害者コミュニケーションプラザ、障害政策課)

【知事部局】

○既決予算での取り組み

- ・ 条例制定周知リーフレット作成
作成部数：8,000部
配布時期：平成27年6月～
配布先：関係機関・学校・関係団体等
- ・ 県及びコミュニケーションプラザのホームページへの手話サークル名簿の掲載
- ・ 手話言語条例啓発パネルの作成

○9月補正対応：手話言語条例普及啓発 2,000千円

- ・ 条例制定記念フォーラム
平成28年2月 開催予定
- ・ 普及啓発パンフレット
作成部数：10,000部(予定)
発行時期：平成28年3月(予定)
配布先：関係機関・学校等
- ・ 県手話施策推進協議会
平成27年12月18日 第一回会議